

松江市告示第491号

松江市出納員に対する事務委任の件（平成17年松江市告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月24日

松江市長 松浦正敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定により、会計管理者をして次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ当該右欄に掲げる課又はかいに置く出納員に委任し、及び委任を受けた出納員をしてその事務の一部を当該課又はかいに置く分任出納員に委任した。		地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定により、会計管理者をして次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ当該右欄に掲げる課又はかいに置く出納員に委任し、及び委任を受けた出納員をしてその事務の一部を当該課又はかいに置く分任出納員に委任した。	
事務	課(かい)	事務	課(かい)
略		略	
松江市コミュニティバス定期券及び回数券の料金の収納	<u>交通政策課</u> 美保関、八雲、玉湯、宍道及び東出雲支所地域振興課	松江市コミュニティバス定期券及び回数券の料金の収納	_____ 美保関、八雲、玉湯、宍道及び東出雲支所地域振興課
略		略	

附 則

この告示は、令和2年8月24日から施行する。